

## 次世代育成法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年10月1日 ～ 2029年9月30日 までの5年間

### 2. 当社の課題

- ・新規学卒の女性の採用比率が少ない
- ・部署ごとに有給休暇取得率に差がある

### 3. 取組内容

#### (女性活躍推進法)

**目標1：新規学卒者（技術職）において女性の採用比率を25%以上とする**

#### 【対策】

- |           |   |
|-----------|---|
| 2024年10月～ | ・会社パンフレットの内容を見直し、改定する<br>・女性従業員が活躍できる職場であること、また、土日完全週休2日制や休暇が取りやすいこと等をPRする（会社HP、職業安定所求人票等に掲載） |
| 2024年12月～ | ・女性職員のニーズに合わせ、社内の環境整備を推進する  |

#### (次世代育成法)

**目標2：年次有給休暇の取得率を計画期間内のいずれかの単年度において60%以上とする**

#### 【対策】

- |           |   |
|-----------|---|
| 2024年10月～ | ・取得状況を把握し、部署別の有給取得・消化一覧表を管理職宛に配信する<br>・意識啓蒙のため計画的な周知を行う |
|-----------|---|